

○ 入札参加資格等について

1 名簿の登録等

- (1) 京都市上下水道局の令和8年度の競争入札有資格者名簿（物品）に登録されていること。
- (2) 公告の日から落札決定の日までの期間に、京都市上下水道局入札等取扱要綱第27条第1項の規定に基づく競争入札の参加停止の期間が含まれていないこと。

2 市内要件、企業規模

市内要件、企業規模による入札参加の要件なし。

3 関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする者で、資本関係、人的関係及びこれらと同視できる関係に該当する場合（詳細は下記※参照）は、そのうちの一者しか参加できない。

4 入札参加資格

(1) 履行実績

令和3年度以降、国内の水道事業体に水道使用量のお知らせ用紙を納入した実績があること。ただし、実績については公募型指名競争入札参加希望申請書の提出日において履行済みのものに限る。

(2) その他の参加資格

納入しようとする用紙の仕様が、お客さまサービス推進室の事前テストに合格したもの。

5 公募型指名競争入札参加希望申請書及び仕様書等の交付

(1) 交付期間

この公告の日から7の提出期間まで。

(2) 交付方法

13のウェブページからダウンロードすること。ただし、別紙1の実物見本については、13の場所で配布する。

6 参加資格確認の申請手続

インターネットを利用して入札データを送信する者は、次に掲げる書類（以下「申請書類」という。）を電子入札システムへ送信すること。また、契約会計課に設置する入札端末機を使用することにより入札データを送信する者は、申請書類を13の場所に提出し、入札参加資格について審査を受けること。

なお、いずれの場合においても(4)については、13の場所に提出すること。

- (1) 公募型指名競争入札参加希望申請書
- (2) 履行実績調書
- (3) (2)の添付書類
- (4) 納入しようとする用紙のサンプル（ウェブページに掲載の見本を印刷したもの）

を10枚提出すること。

なお、本件について過去に納入実績のある者は、当該実物の提出（10枚）をもって、見本の印刷の提出に代えることができるものとする。

7 申請書類等の提出期間

この公告の日から令和8年10月7日（水）午後5時まで。

持参する場合は、休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。また、郵送の場合は書留郵便とし、上記日時までに13の場所に必着することが条件となる。

8 参加資格の確認の通知

申請書類の受領後、競争入札の参加資格の確認を行い、インターネット利用者については、令和8年10月13日（火）までに確認結果を電子メールで送信するので、京都市電子入札システムにより確認すること。また、端末機利用者については、同日にその結果を連絡し、当該入札の指名通知を行う。

9 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 参加資格がないと認められた者は、管理者に対し、書面により競争入札の参加資格がないと認めた理由の説明を求めることができる。

なお、当該書面は、令和8年10月14日（水）までに、13の場所に提出すること。

- (2) 管理者は、(1)による説明を求められたときは、令和8年10月15日（木）までに、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

10 参加資格の確認の取消

参加資格があると認められた者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、管理者は8による通知を取り消し、改めてその旨を通知する。

- (1) 競争入札参加資格の確認後、落札決定の日時までの期間に、京都市上下水道局契約規程第3条に規定する一般競争入札参加者の資格を喪失したとき。
- (2) 競争入札参加資格の確認後、落札決定の日時までの期間に、要綱第27条第1項の規定に基づく競争入札の参加停止措置を受けたとき。
- (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、この入札に参加する者に必要な資格を欠くこととなったとき。
- (4) その他管理者が特に入札に参加させることが不適當であると認めたとき。

11 仕様書等に対する質問期限及び回答期日

- (1) 仕様書等に対して質問しようとする者は、管理者に対し、質問事項、住所、商号及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名、届出済みの受任者がある場合には届出済みの受任者に係る事務所の所在地及び氏名）を記載した書面（様式は問わないものとする。）を、7の提出期間までに13の場所へ提出すること（FAX可。持参する場合は、休日を除く日の午前9時か

ら正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までに限る。))。

- (2) 管理者は、(1)による質問を受けたときは、8 の通知の日と同日までに、回答書をウェブページにおいて閲覧できるようにする。

なお、(1)の質問期限後は、仕様書等に対する質問は受け付けない。

12 その他

入札の前に入札参加者の数及び商号（法人にあっては名称）の公表は行わない。

13 申請書類、質問書等の提出先

〒601-8116 京都市南区上鳥羽鉾立町11番地3

京都市上下水道局総合庁舎2階

京都市上下水道局総務部契約会計課

(電話 075-672-7726 FAX 075-682-0286)

ウェブページのアドレス

<https://www2.nyusatsu.city.kyoto.lg.jp/suido/ebid/portal.htm>

※ 上記のアドレスは、公告全体をお知らせするページになっている。

更に本件に該当するページを選択すること。

※ 関係会社の参加制限について

本件入札に参加しようとする者で、次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの一者しか参加できない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

- (ア) 子会社等(会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)と親会社等(会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等(会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

- (ア) 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

- a 株式会社の取締役。ただし、会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役、会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役、会社法第2条第15号に規定する社外取締役、会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役を除く。

- b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

- c 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

- d その他業務を執行する者であつて、aからcまでに掲げる者に準ずる者

- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下「管財人」という。)を現に兼ねている場合

- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合